

令和5年12月4日

清掃計画課 御中

川間地区廃棄物減量等推進員
地区代表者 矢野 博

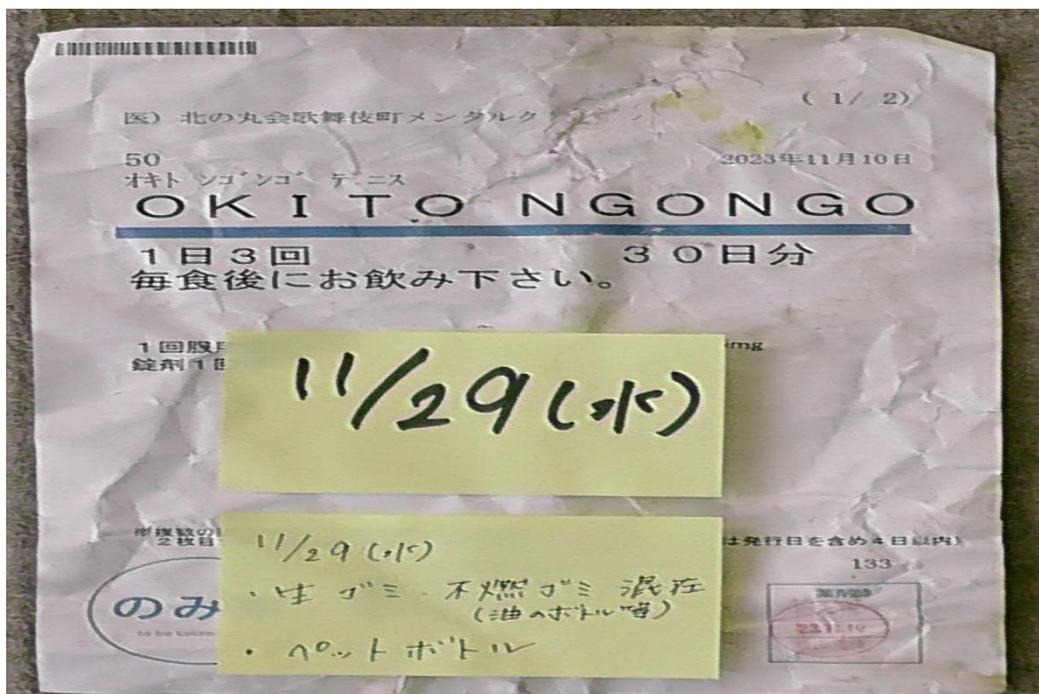
不法投棄物に対する野田市の考え方について

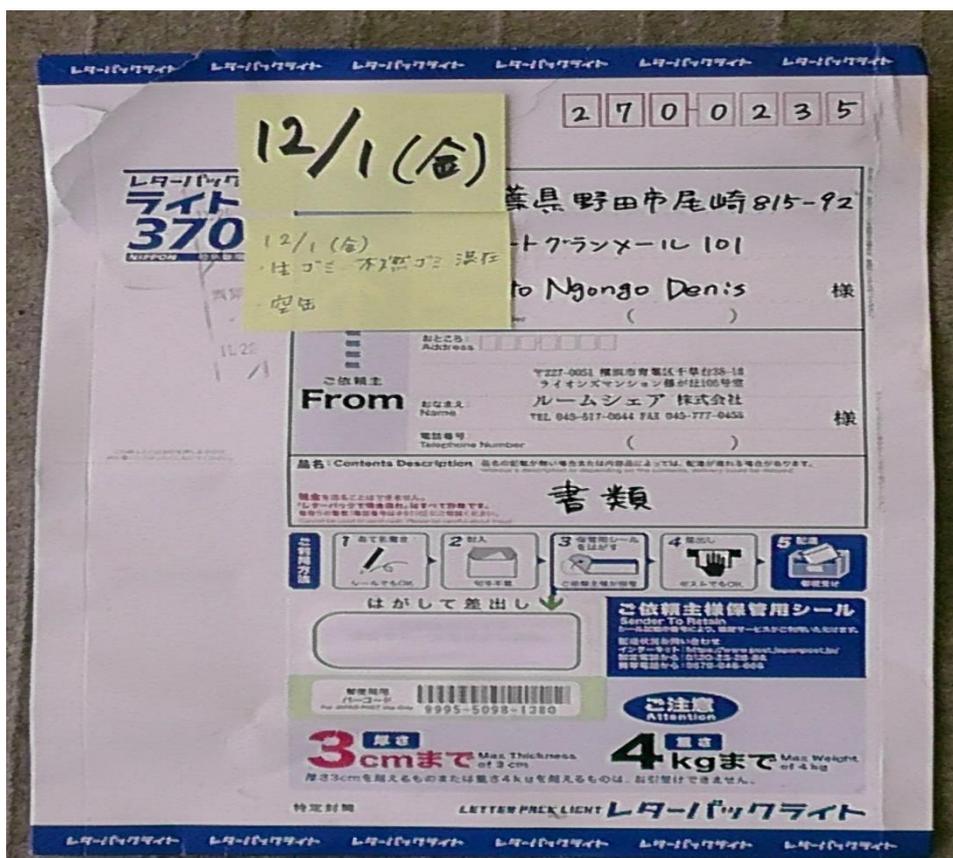
前略 日頃は、環境美化対応にご尽力頂き、有難うございます。

さて、川間台自治会区域は、川間駅前という立地条件、アパートが多いということもあり、ごみステーションに管理責任者を置くとともに、利用者による当番制を採用し、様々な対応策を講じていますが、ごみステーションへの不法投棄は後を絶っていません。

先日の11月29日(水)は、ごみ排出日ではありませんが、生ごみ、不燃ごみ等が混在した袋(指定袋ではない)が排出、12月1日(金)にも、生ごみ、不燃ごみが混在した袋が排出されました。

当該週の当番が、再発防止を目的に、自発的に袋を開梱したとのこと。その結果、袋の中科から、個人情報に記載された文書が発見されたということで、小生に対し、厳重注意をお願いしたいという要請を受けました。下記写真参照方。





排出者は、いずれも、コートグランメールに居住している外国人と思われます。このアパートの管理会社も、外国人が代表となっているエフィデアト(東京?)という会社です。

今後、この管理会社へ連絡し、現状を説明するとともに、今後、再発した場合は、アパート居住者全員に対し、ごみステーションの利用停止を申し入れる予定です。

ご教示願いたい点は、利用停止をした場合、当該アパート居住者のごみ排出はどのようになるのでしょうか？

違反ごみの多くは、アパート居住者と推測していますので、他のアパートでも同様な対応をとることを検討しています。

野田市としての考え方をご連絡願います。

以上